

農振農用地区域除外の 申し出について

農業振興地域整備計画で指定されている農用地区域を農地以外で利用する場合には除外の申し出が必要です。

除外のための事業計画が定まり、除外を希望されるかたは8月1日(火)～15日(火)にお申し出ください。

■除外が可能な用途

- 自己用住宅用地
- 農業用施設用地
- 既存施設の拡張用地、進入路
- 植林

問合せ 農業委員会(産業観光課⑧番窓口)
☎62-1462

ご寄付 ありがとうございました

株式会社上武 様

金100万円

有恒鉱業株式会社 様

金100万円

町建設事業のため役立ててまいります。



【写真左から】

株式会社上武代表取締役社長 関根 傑 氏

柴崎町長

有恒鉱業株式会社代表取締役社長 堂本 昭彦 氏

創業、中小企業支援について

リノベーション創業支援事業補助金

町内で新規に事業を開始する創業者が、店舗または事業所を新築、増築、改修する工事費を補助します。

補助上限額 30万円(1事業者につき1回まで)

補 助 率 対象経費(税抜)の1/3

対象者
○特定創業支援等事業による支援を受け、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条の規定による証明を受けた事業者のかた
○町税の滞納がないかた

対象事業 町内において創業者が行う、店舗または事業所に対する新築・増築・改修工事で、かつ秩父郡市1市4町に事業所を有し、1市4町の建設工事等入札参加資格登録または小規模事業者登録に登録している施工業者により施工される工事

中小企業振興資金融資

町と金融機関で連携し、運転資金または設備資金を必要としている事業者を支援するための特別融資を実施します。

融資限度額 2,000万円(運転資金または設備資金)

対象者 ・町内に店舗、工場または事業所(法人の場合は本社)を有する中小企業者
・町税の滞納がないかた

利 率 実質0.725%(令和5年4月時点)

融資期間 運転資金: 7年以内

設備資金: 10年以内

※いずれも据置6か月以内

信用保証 原則として必要

償還方法 原則として元金均等分割返済

問合せ 産業観光課(⑧番窓口) ☎62-1462

経営専門家による『よろず相談』

経営に関するお悩みを専門家(中小企業診断士)に無料で相談できます。

日 時 第2・4火曜日、第1・3木曜日、
午前9時～午後5時

場 所 町商工会

期 限 令和6年3月26日(火)

申込み 町商工会 ☎62-1311

問合せ 産業観光課(⑧番窓口) ☎62-1462